

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

1 概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（以下「派遣法」という。）及び国の施行通知に基づき、へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元事業主は事前研修を受けた看護師等を派遣するべきとされている。事前研修を県へき地医療支援機構が中心となって行うこととし、事前研修実施要領により実施した。

2 事前研修修了実績（令和6年1月31日現在）

医療機関	職種	人数	うち今回報告数	派遣先施設数	うち医療法上のへき地派遣先機関名	人数
病院	薬剤師	5		3	リハビリテーション 中伊豆温泉病院	1人
	看護師	10	7	5		
	准看護師	2	2	2		
介護老人保健施設	看護師	2	1	1		
診療所	看護師	2	2	1	戸田診療所	2人
集団接種会場	看護師	137		3		
合計		158	12	13	2 医療機関	3人

3 医療法上のへき地と派遣法上のへき地の比較

	医療法上のへき地	派遣法上のへき地
指定の根拠	国のへき地保健医療対策等実施要綱及び県保健医療計画	厚生労働省令
指定の範囲	市町の全域もしくは一部	市町の全域
へき地の範囲	(全域) 下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、川根本町 (一部) 東伊豆町、熱海市、沼津市、富士宮市、静岡市、島田市、森町、浜松市	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、沼津市、伊豆市、伊豆の国市、富士宮市、静岡市、藤枝市、島田市、 <u>牧之原市</u> 、川根本町、掛川市、森町、浜松市

牧之原市は令和6年2月1日付けで、派遣法上のへき地（辺地）に指定された。